

災害廃棄物処理業務委託契約及び除染業務委託契約に係る 経営事項審査における取扱いについて（福島県知事許可業者用）

福島県土木部建設産業室

東日本大震災の被災地域において行われている災害廃棄物処理業務委託及び除染業務委託について、業務の中に建設工事が含まれている場合、契約金額のうち建設工事分の金額のみ、経営事項審査における完成工事高に含めることができます。

1 完成工事高への計上方法

災害廃棄物処理業務委託及び除染業務委託の契約金額のうち、建設工事分の金額のみ、完成工事高へ計上できます。

【例1】 災害廃棄物処理業務委託契約（契約金額60,000千円）

解体工事 30,000千円	廃棄物収集・運搬 10,000千円	廃棄物処理・処分 20,000千円
------------------	----------------------	----------------------

↓
完成工事高へ計上可

建設工事ではないため
完成工事高へ計上不可

【例2】 除染業務委託契約その1（契約金額100,000千円）

表土除去（重機使用） 30,000千円	高圧水洗浄作業 50,000千円	清掃作業 10,000千円	剪定・除草作業 10,000千円
------------------------	---------------------	------------------	---------------------

↓
完成工事高へ計上可

建設工事ではないため
完成工事高へ計上不可

【例3】 除染業務委託契約その2※（契約金額50,000千円）

※地中に仮保管してある除染廃棄物の搬出作業等業務

掘削・埋め戻し・整地 20,000千円	除染廃棄物の取り出し・積み込み・運搬 30,000千円
------------------------	--------------------------------

↓
完成工事高へ計上可

建設工事ではないため
完成工事高へ計上不可

2 建設工事に該当する業務内容の例【業種の例】

※建設業法に基づく技術者（主任技術者、監理技術者）が配置されていることが前提です。

○災害廃棄物処理業務委託

…家屋等の解体【とび・土工工事】、焼却処理施設建設工事【建築一式工事】 など

○除染業務委託契約

…表土除去（重機使用）【とび・土工工事業】、道路の再舗装【ほ装工事業】、
屋根の葺き替え【屋根工事業】、掘削・埋め戻し・整地【とび・土工工事業】 など

3 事務手続きについて

（1）決算後変更届

- ・建設工事を含む委託契約について、建設工事分の金額を完成工事高へ計上したものを提出してください。
- ・工事経歴書の工事名には、「〇〇廃棄物処理業務委託（解体工事分）」「〇〇除染業務委託（表土除去工事分）」などのように、建設工事分を計上したことが分かるように記載してください。

（2）持参書類

経営事項審査の受審時に、当該委託契約に係る下記の書類を持参してください。

- ①契約書、業務の内容が分かる書類
- ②委託契約金額の内訳（建設工事分の金額）が分かる書類
（例）見積書、設計書（工事内訳書）等

（3）その他

- ・すでに決算後変更届を提出済みの方で、建設工事分を完成工事高に計上したい委託契約がある場合は、決算後変更届を修正（差し替え）のうえ、経営事項審査を受審してください。
- ・すでに経営事項審査を受審済みの方で、建設工事分を完成工事高に計上したい委託契約がある場合は、決算後変更届を修正（差し替え）のうえ、経営事項審査を再申請してください。